

資 料 提 供

平成24年9月6日

課 名 原子力安全対策課

担当者 課長 山崎 功

電 話 22-5695

島根県原子力安全顧問の利益相反について

県では、中国電力株式会社島根原子力発電所の安全性について専門的見地からの助言等を得るため、島根県原子力安全顧問制度を設けています。

この度、顧問の中立公正性及び透明性を適切に確保するため、顧問の要件等を定めて自己申告調査を実施しました。

その結果は下記のとおりです。

記

- 国においては、7月3日に原子力規制委員会委員長及び委員の要件を定め、人選を開始した。
- 県は、在任中の島根県原子力安全顧問（委嘱は平成24年7月1日）に対して、国と同様の要件で自己申告調査を7月27日に依頼し、在任中の13名全員（※1）から回答があった。
- 顧問の欠格要件（※2）に該当する者は無し。
- 情報公開要件（※3）には1名が該当。
- 今後とも在任中の全員に引き続き顧問をお願いする。

（備考）

※1 当初14名委嘱したが、うち1名は調査日前に仕事の都合で顧問を辞退

※2 顧問の欠格要件

- ・委嘱日前直近3年間に、原子力事業者等の役員、従業者等であった者
- ・委嘱日前直近3年間に、原子力事業者等の団体の役員、従業者等であった者
- ・委嘱日前直近3年間に、同一の原子力事業者等から、個人として、年間50万円以上の報酬等を受領していた者

※3 情報公開事項

- ・委嘱日前直近3年間に、顧問の研究及び所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附について、対象の研究名称、寄附者及び寄附金額
- ・委嘱日前直近3年間に、所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

（注）今回の調査は、委嘱日後の1か月間についても対象とした。